

就農活動における交通費等の支援

福島県内において就農活動をする際に負担となる**交通費**及び**宿泊費**を支援します。

- 対象者は、県外にお住いの移住就農希望者(個人)となります。
- 交通費の補助金額は裏面の交通費補助金表の額となります。
- 宿泊費の補助金額は実費(限度額1万円)となります。
- 主な交付要件
 - 1 65歳未満であること。
 - 2 福島県内において次の(1)から(3)までのいずれかの就農活動を行うこと。
 - (1) 県が主催する「ふくしま農業人フェア2026」に参加する(裏面参照)。
 - (2) 農業経営・就農支援センター、農林事務所、市町村、JA等の就農担当者を訪問し、相談する。
 - (3) 農業短期大学校が主催する研修等に参加する。
 - 3 対象となる就農活動は、令和9年3月10日までに実施したものになります。

現地に訪問して農業体験や農地探しをしたいが、何度も行くのは費用がかかるな…。移住や就農後も何かとお金がかかるし、出費は抑えたいな…。う～ん。



補助金活用イメージ

補助金活用

福島県で
就農相談



支援を受けて現地へ行けたので、就農イベントや農業体験など貴重な体験ができたわ。ますます、就農したい気持ちが高まったので、就農に向けた準備を始めよう！



＜補助金交付までの手続き＞

- 1 訪問前に、下記の福島県農業担い手課HPより、「就農活動計画書兼実績報告書(様式1-6号)」をダウンロードする。
<<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021c/ijusyunosien.html>>
- 2 「就農活動計画書兼実績報告書(様式1-6号)」の計画欄(グリーン部分)を漏れの無いよう記入し、下記のメールアドレスに送付する。
福島県農業担い手課<nougyouninaite@pref.fukushima.lg.jp>
- 3 指定したメールアドレスへ実施計画の承認通知が届いたら、交付決定前着手届(第1-2号様式)を上記2のメールアドレスに送付する。
- 4 福島県に訪問し、計画に沿って就農活動を実施する。その際に必ずイベントや就農相談等の**対応者の所属と氏名を確認**すること(実績報告書への記入必要)。
- 5 「就農活動計画書兼実績報告書(様式1-6号)」の報告欄(黄色部分)を記入し完成させる。
- 6 上記2のメールアドレスに、裏面に記載された【補助金交付申請時の提出書類】を送付する。
- 7 補助金が交付される。 **※以上で完了！**

※ ご不明な点がございましたら福島県農業担い手課(024-521-7340)までお問い合わせください。

※ 宿泊費のみの単独申請はできません。交通費とセットとなります。※お一人様 年1回限り

※ 予算を超過した場合は、年度途中で事業を終了することがあります。



【ふくしま農業人フェア2026】

イベントの説明	開催日	開催場所
「ふくしま農業人フェア2026」は、自営就農や雇用就農など農業の多様な担い手を確保することを目的として、令和元年にスタート、これまでのべ1,300名超の動員を誇る福島県内最大級の就農相談会です。 今年は県内4地域で開催します！ 「農業に興味がある」 「農業を仕事にしてみたい」 「農業法人で働きたい」 そんな貴方の農業に関する多くの「知りたい」情報を得られる絶好のチャンスです。どなたでも参加可能ですので、農業に興味がある、農業で独立したい、農業法人に就職したい方等、是非ご参加ください。	11月8日（日）	福島市
	11月14日（土）	いわき市
	11月29日（日）	郡山市
	12月6日（日）	会津若松市

※ 県が主催するイベントは、他にも「移住就農お試し体験」、「現地見学ツアー」などがあります。福島県就農ポータルサイト「ふくのう」をご確認ください。

【就農希望者の就農準備への支援に関する交通費補助金表】

居住地	補助金額
福島県の近隣4県 (山形県、宮城県、茨城県、栃木県)	5,000円
東北3県、近隣1県、関東5都県 (青森県、岩手県、秋田県、新潟県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)	10,000円
関東近郊2県 (山梨県、長野県)	15,000円
上記以外の道府県	20,000円

【補助金交付申請時に必要な提出書類】

- 1

交付申請書(第1号様式)、交付請求書(第7号様式)
- 2

完成後の就農活動計画書兼実績報告書(様式1-6号)
- 3

申請者の本人確認書類(顔写真付き)
(運転免許証(両面)、マイナンバーカード)
- 4

申請者の居住地を確認できる書類(住民票など)
※上記3で確認できれば不要です
- 5

(宿泊が伴う場合)宿泊費の領収書
- 6

振込口座預金通帳の写し
- 7

その他知事が必要と認める書類(事業担当者から連絡します)